

バリアフリー法におけるオストメイト対応設備の取扱い

【取扱い・運用】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行令第14条第 3 項に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備である。オストメイト対応の設備であることは、製造・販売メーカーのHPやカタログ等で「オストメイト対応（配慮）」として取り扱われていることが確認できるものとし、パウチ等を洗浄する際に両手を使用できるものとする（別表参照）。

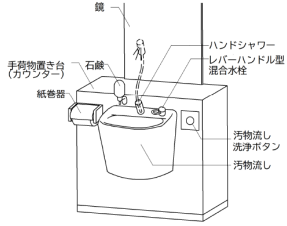
【趣旨・解説】

法令に規定される水栓器具について、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備であることを判断する際の基準を定める。

【備考】

参考文献：バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版 P42、P163

別表 オストメイト対応設備の整理

	オストメイト用設備 (汚物流し等)	オストメイト 簡易型水栓設備	その他
バリアフリー 法への適合	○	○	×
設計標準	パウチや汚れたもの、 しびん等を洗浄するた めの汚物流し（洗浄ポ タン・水栓を含む）、 紙巻器を設ける。 水栓は温水が出る混合 水栓であることが望ま しい。 水栓はハンドシャワー 型であることが望まし い。 	オストメイト用設備を有 する便房とは別に整備す る場合や、改善・改修 等、構造上やむを得ない 場合には、オストメイト 用簡易型便房を設ける。 オストメイト用簡易型便 房とは、オストメイト簡 易型水洗設備（腰掛便座 の背もたれに水洗をつけ たもの等）を設けたも の。 	左欄以外の設備

※ オストメイト対応設備は、パウチ等を洗浄する際に水洗器具を固定し、両手を使用できる設備とする(便房にハンドシャワーのみを設置した水洗器具は、オストメイト対応設備と取り扱わない)。